

公 表 第 8 号

地方自治法第199条第14項の規定により、久留米市長から当該監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和2年6月3日

久留米市監査委員	権 藤 満
久留米市監査委員	樋 口 明 男
久留米市監査委員	甲斐田 義 弘
久留米市監査委員	塚 本 弘 道

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：農政部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	事務 監査	文書管理 事務	鳥獣被害防止総合対策交付金に係る割当内示の通知について、相手方に通知書を送付していない。
指摘事項	財務 監査	財産管理 事務	行政財産使用料について、電柱等に係る使用料の算定を誤り、調定額を少なく算出しているものがある。
意見	事務 監査		<p>市役所の本庁舎植栽帯の久留米つつじにつきましましては、所管課である財産管理課と枯死状況の確認を行っています。その中で、（一財）久留米市みどりの里づくり推進機構の久留米市世界つつじセンターからは、枯死の原因は日当たりや土壌不良によるものとの見解を得ており、本庁舎の建設から20年以上が経過していることから、抜本的な土壌改良が必要な時期に差し掛かっているものと考えられます。</p> <p>本庁舎の所管部局と適正な維持管理について協議を行いながら、久留米市世界つつじセンターを通じた技術的支援を行うなど、連携を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>市の花である久留米つつじには、本市を代表するブランドであると認識しています。市内の植木農業協同組合や花卉園芸農業協同組合、県普及指導センター等の関係機関と連携しながら、生産振興を支援するとともに、緑花木イベントの開催、市内小学生を対象としたつつじに関する学習支援等を行いながら理解促進と普及啓発を進め、久留米つつじの振興に取り組んでまいります。</p>

定期監査の結果に基づく指摘事項等の措置状況

監査実施年度：令和元年度

部局名：商工観光労働部

指摘事項等			措置状況等
指摘事項	財務監査	現金取扱事務 出納員に対し、規則で定められた身分を証明する証票が交付されていないものがある。	指摘後、出納員に対して出納員証を早急に交付しました。
指摘事項	財務監査	給油チケット管理事務 燃料給油チケット（ガソリン券）については、統制の仕組みとして、チケットの使用者とは別の職員が交付を行うこととされているが、使用者と交付者が同一人物になっているものがある。また、チケット控に、日付及び車両番号が記入されていないものがあり、前回の監査で同様の指摘をしたにもかかわらず、改善されていないものがある。	指摘後、使用例を作成し、チケット使用者と別の職員が交付するよう徹底しております。現在は、毎月使用状況の確認を行っております。
指摘事項	財務監査	郵便切手等管理事務 保管している切手・はがき・レターパックについて、前年度からの繰越枚数が一致しないものや、現在数と受払簿の残数が一致しないものがある。	指摘後、受払簿を全て整備し、使用する際、複数の職員で確認しております。
指摘事項	財務監査	物品管理事務 備品台帳に登録されている現金整理機等について、所在が分からないものや、備品シールが貼付されていないものが多数ある。	備品の数が多く、現在、台帳と照合したうえで、備品シールを貼っている状況です。